

**令和2年第3回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和2年9月2日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	7	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	8	泉南市子どもの医療費の助成に関する条例及び泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	9	泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	10	泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	11



議案第7号補助資料 泉南市手数料条例新旧対照表

改正前			改正後		
(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。			(徴収に係る事項等) 第2条 手数料を徴収する事項、単位及び金額は、次のとおりとする。		
	手数料を徴収する事項	単位及び金額		手数料を徴収する事項	単位及び金額
(略)			(略)		
23	埋葬又は火葬に関する証明書の交付	1件につき400円	23	埋葬又は火葬に関する証明書の交付	1件につき400円
24	個人番号通知カードの再交付	1件につき500円	24	個人番号カードの再交付	1件につき800円
25	個人番号カードの再交付	1件につき800円	25	(略)	
26 ～ 50	(略)		26 ～ 49		
(手数料の計算方法等) 第3条 手数料の計算方法等は、次に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 前条の表26の項の屋外広告物の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合はこれらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。また、はり紙又ははり札の枚数の計算については100枚に満たない端数は、100枚とする。 (4) 前条の表26の項で政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは手数料を徴収しない。 (5) 前条の表36の項の境界明示については、1筆をもって1件とし、その数が2件以上となるときは、1件を加えるごとに800円を加算した額とする。 (6) 前条の表37の項の閲覧については、公簿にあっては1冊を、公文書にあつ			(手数料の計算方法等) 第3条 手数料の計算方法等は、次に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 前条の表27の項の屋外広告物の許可については、広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合はこれらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。また、はり紙又ははり札の枚数の計算については100枚に満たない端数は、100枚とする。 (4) 前条の表27の項で政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは手数料を徴収しない。 (5) 前条の表37の項の境界明示については、1筆をもって1件とし、その数が2件以上となるときは、1件を加えるごとに800円を加算した額とする。 (6) 前条の表38の項の閲覧については、公簿にあっては1冊を、公文書にあつ		

改正前	改正後
<p>ては1文書を、図面にあつては1枚を1件とする。</p> <p>(7) 前条の表38及び39の項の謄本若しくは抄本の交付又は証明については、土地に係るものにあつては1筆を、建物に係るものにあつては1家屋番号を、その他にあつては1枚若しくは1通又は1証明を1件とする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>ては1文書を、図面にあつては1枚を1件とする。</p> <p>(7) 前条の表39及び40の項の謄本若しくは抄本の交付又は証明については、土地に係るものにあつては1筆を、建物に係るものにあつては1家屋番号を、その他にあつては1枚若しくは1通又は1証明を1件とする。</p> <p>(8)・(9) (略)</p>

議案第8号補助資料 泉南市子どもの医療費の助成に関する条例及び泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市子どもの医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「保険給付」とは、療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費についての給付をいう。<u>ただし、精神病床への入院に係る給付を除く。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「保険給付」とは、療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費についての給付をいう。</p> <p>4 (略)</p>

第2条 泉南市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（<u>食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。</u>）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（<u>食事療養又は生活療養に係る給付を除く。</u>）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2・3 (略)</p>





議案第9号補助資料 泉南市重度障害者の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(対象者) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該施設に入所した際他の市町村（当該施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、当該他の市町村の対象者とする。</u></p>	<p>(対象者) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同条同項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）（大阪府内に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該病院等に入院等をした際泉南市の区域内に住所を有していたと認められるものは、第1項の規定にかかわらず、泉南市の対象者とする。ただし、前項各号のいずれかに該当する者又は二以上の病院等に継続して入院等をしている者であって、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。</u> 4 <u>前3項に規定するもののほか、特定継続入院等対象者のうち、次の各号に掲げるものは、泉南市の対象者とする。ただし、第2項各号のいずれかに該当する者を除く。</u> <u>(1) 継続して入院等をしている二以上の病院等のそれぞれに入院等をする事によりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際泉南市の区域内に住所を有していたと認められるもの</u> <u>(2) 継続して入院等をしている二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際泉南市の区域内に住所を</u></p>

改正前	改正後
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（<u>食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。</u>）における療養に要する費用の額のうち、被保険者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>有していたと認められるもの</u></p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（<u>食事療養又は生活療養に係る給付を除く。</u>）における療養に要する費用の額のうち、被保険者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>2 (略)</p>

議案第10号補助資料 泉南市都市公園条例新旧対照表

改正前	改正後
別表第2（第20条、第25条関係） <u>りんくう南浜2号緑地</u>	別表第2（第20条、第25条関係） <u>泉南りんくう公園</u>

